

国営造成施設管理体制整備促進事業(管理体制整備型)(継続)

1. 趣 旨

- (1) 農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、水資源の涵養や洪水防止などの多面的機能を有している。これらの施設の多くは土地改良区が管理しているが、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、構造政策の進展などによる組合員の減少や農産物価格の低迷による農家所得の減少など社会経済情勢の変化により、土地改良区の管理体制は脆弱化しつつある。
- (2) 一方、近年の都市化・混住化の進展に伴い、農業水利施設の持つ多面的機能の役割は増大し、その機能の発揮に対する要請が更に高まるとともに、国民意識の変化に対応し、環境への配慮や安全管理の強化など、より複雑かつ高度な管理が必要となってきた。
- (3) このような情勢に対応するため、国が造成した水利施設等について本事業を実施し、多面的機能の発揮に資する管理の目標等を定めて土地改良区の管理体制の整備に取り組んできたところであるが、多面的機能発揮に対する要請が高まる一方で、土地持ち非農家の増大等の集落構造の変化に伴う土地改良区の管理負担の増嵩により、多面的機能の発揮のための管理水準の確保等について、土地改良区による安定的な取り組みが困難となっている。
- (4) このようなことから、農業水利施設の多面的機能を適切に発揮するためには、国が造成した水利施設等の管理体制について、地域住民、NPO等を含めた管理参画の組織化、地域における施設管理の役割分担を明確化するための施設管理協定の締結等により非農家の管理参画の枠組みを構築するとともに、予防保全対策を実施して施設機能の適切な維持保全と長寿命化を図り、維持管理コストを縮減することが必要であり、このような取組みを定着させるために、本事業を継続するものである。

2. 事業内容等

国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図るために行う次に掲げる支援活動に対する助成を行う。

- (1) 施設管理協定の策定
- (2) 管理体制整備の推進活動
- (3) 管理体制の整備・強化に対する支援
- (4) 予防保全対策の実施

3. 事業実施主体等

- (1) 事業実施主体 都道府県、市町村
- (2) 補助率 1 / 2
- (3) 事業実施期間 平成17年度～平成21年度

4. 平成18年度概算決定額

2,857,000(3,134,000)千円

【担当課：農村振興局水利整備課】

国営造成施設管理体制整備促進事業（操作体制整備型）（継続）

1．趣 旨

国営造成施設は、当該地域の農業生産の中核としての役割を果たす基幹的施設であり、その適切な管理はきわめて重要である。

国営造成施設の管理は、その大部分を地元の受益団体である土地改良区等に委ねてきているが、近年の水管理の複雑化等に伴い、施設の操作が複雑かつ高度になってきており、これに対応して土地改良区等の管理技術の向上が必要不可欠となってきた。

このような情勢をかんがみ、これまでは国営造成施設のうち特に大規模な施設について、施設毎に操作体制の整備等を実施してきたところであるが、水需要が益々逼迫している状況の中、合理的・経済的な水利用等を行うためには、複数施設を総合的に監視制御する水管理制御施設が欠かせないものとなっている。

このため、地区内の的確な用排水管理を行うため、国営事業完了地区において、水管理制御施設を管理運用するための技術の習得など管理体制の整備を図るものである。

2．事業内容

(1) 事業期間 国営事業完了前2年間

(2) 採択要件

下記の条件を満たす国営造成地区

予定管理者が土地改良区等である施設であること。

農業用用排水施設を監視制御する子局を複数もつ水管理制御施設が整備されていること。

水管理制御施設により配水操作が行われる受益面積がおおむね1000（畑を受益とする地区にあっては300）ha以上であること。

3．事業実施主体等

(1) 事業実施主体 土地改良区等

(2) 補助率 農林水産省60%、北海道70%、沖縄85%

4．平成18年度概算決定額

92,256(117,292)千円

【担当課：農村振興局整備部水利整備課】